

## 緊急事態宣言延長に伴う当社の対応方針について

株式会社アップルアドバイザーズでは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い2021年1月7日、政府より発令された「緊急事態宣言」ならびに2021年2月2日の「緊急事態宣言延長」を受け、政府・自治体からの指示・要請に従い、以下の対応を実施いたします。

### 【実施概要】

#### ■ 対象期間

2021年1月8日（金）～2021年3月7日（日）

#### ■ 対象者

全社員

#### ■ 対策内容

1. 全社員について出勤を7割削減し原則在宅勤務によるリモートワークといたします。
2. 業務上、在宅勤務が難しい場合、時差出勤及び業務時間短縮を推進いたします。
3. 上記対応に伴い、事務所不在となる場合があり、代表電話へのお電話が繋がりにくくなる可能性がありますので、各担当者へのご連絡は、事前にお知らせしているメールアドレスまたは携帯番号へお願い申し上げます。  
その他のお問い合わせは、弊社WEBサイト記載のinfoメール、又はWEBサイトお問い合わせフォームよりご連絡をお願いいたします。
4. 不要不急の出張を禁止いたします。
5. 不要不急のお取引先様からの来訪および当社社員のお取引先様への訪問は原則禁止とさせていただきます。（オンライン、電話でのご挨拶ご対応を推進いたします。）

クライアント様、パートナー企業様、関係者皆様には、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後も社内外への感染被害抑止と当社社員の安全・健康確保を最優先に、政府での発生段階区分に合わせた行動計画に基づき、対応方針を迅速に決定して参ります。

何かお気づきの点やご不明な点がございましたら、当社担当者までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

※本方針は状況に応じて期間の延長を検討して参ります。

2021年2月3日  
株式会社アップルアドバイザーズ  
代表取締役 松野龍俊